

単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○単板積層材の日本農林規格（平成 20 年 5 月 13 日農林水産省告示第 701 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
日本農林規格 JAS 0701-1:<u>20xx</u> 単板積層材—第 1 部：一般要求事項 Laminated Veneer Lumber— Part 1 : General requirements 1～4 （略） 5 表示 5.1 造作用単板積層材の表示事項 <u>造作用単板積層材の表示事項については、次による。</u> a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1) （略） <u>2) 等級</u> 3)・4) （略） 5) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者（以下“製造業者等”という。）の氏名又は名称及び所在地</u> b)～c) （略） d) 塗装したものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、<u>a)～c)</u>に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨を表示してもよい。なお、その旨を表示する場合にあっては、<u>一括して表示しなければならない。</u> e) 塗装していないものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、<u>a)～c)</u>に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示してもよい。なお、その旨を表示する場合にあっては、<u>一括して表示しなければならない。</u> f) こりに表示する場合にあっては、<u>a)～e)</u>に規定するもののほか、入り数を一括して表示しなければならない。 5.2 造作用単板積層材の表示の方法 <u>造作用単板積層材の表示の方法については、次による。</u> a) <u>5.1 a) 1)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1) 品名 仕上げ材にあっては“造作用単板積層材”と、未仕上げ材にあっては“造作用単板積層材（未仕上げ）”と記載する。 <u>2) 等級</u> 等級は、1 等、2 等又は 3 等の別を記載する。 <u>3) 寸法</u> 厚さ、幅及び長さをミリメートル、センチメートル又はメートルの単位で、単位を明記	日本農林規格 JAS 0701-1:<u>2023</u> 単板積層材—第 1 部：一般要求事項 Laminated Veneer Lumber— Part 1 : General requirements 1～4 （略） 5 表示 5.1 造作用単板積層材の表示事項 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1) （略） （新設） 2)・3) （略） 4) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地</u> b)～c) （略） d) 塗装したものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、<u>a)から c)ま</u><u>でに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用している旨を表示してもよい。なお、その旨を表示する場合にあっては、一括表示するものとする。</u> e) 塗装していないものであって、ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあっては、<u>a)から c)ま</u><u>でに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示してもよい。なお、その旨を表示する場合にあっては、一括表示するものとする。</u> f) こりに表示する場合にあっては、<u>a)から e)ま</u><u>でに規定するもののほか、入り数を一括して表示しなければならない。</u> 5.2 造作用単板積層材の表示の方法 a) <u>5.1 a) 1)から 3)ま</u><u>でに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</u> 1) 品名 仕上げ材にあっては“造作用単板積層材”と、未仕上げ材にあっては“造作用単板積層材（未仕上げ）”と記載する<u>こと。</u> （新設） <u>2) 寸法</u> 厚さ、幅及び長さをミリメートル、センチメートル又はメートルの単位で、単位を明記

して記載する。

- 4) ホルムアルデヒド放散量 性能区分が F☆☆☆☆のものにあつては“F☆☆☆☆”と、性能区分が F☆☆☆のものにあつては“F☆☆☆”と、性能区分が F☆☆のものにあつては“F☆☆”と、性能区分が F☆のものにあつては“F☆”と記載する。

- 5) 製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

b) (略)

- c) 5.1 c)によって、防虫剤の種類を表示する場合には、使用した薬剤の種類について、次の 1)～4)に規定するところによって記載しなければならない。

- 1) ほう素化合物にあつては、“防虫処理ほう素化合物”又は“防虫処理 B”と記載する。
2) フェントロチオンにあつては、“防虫処理フェントロチオン”又は“防虫処理 FE”と記載する。
3) ビフェントリンにあつては、“防虫処理ビフェントリン”又は“防虫処理 BF”と記載する。
4) シフェノトリンにあつては、“防虫処理シフェノトリン”又は“防虫処理 CF”と記載する。

d)～e) (略)

- f) 5.1 の表示は、A.1によって、各個又は各こりの、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

5.3 構造用単板積層材の表示事項

構造用単板積層材の表示事項については、次による。

- a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～6) (略)

- 7) 製造業者、販売業者又は輸入業者（以下、製造業者等という。）の氏名又は名称及び所在地

b)・c) (略)

- d) 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、a)～c)に規定するもののほか、性能区分、使用した木材保存剤の種類及び処理方法を一括して表示しなければならない。

- e) 使用する接着剤又は木材保存剤がいずれもホルムアルデヒドを含まないものであり、かつ、放散しないものであることを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあつては、a)～d)に規定するもののほか、その旨を表示してもよい。

- f) 実証試験を伴うシミュレーション計算を実施したものにあっては、a)～e)に規定するもののほか、実証試験を伴うシミュレーション計算を実施した旨を一括して表示しなければならない。

5.4 構造用単板積層材の表示の方法

構造用単板積層材の表示の方法については、次による。

- a) 5.3 に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1) 品名

- 1.1) A 種構造用単板積層材にあつては、“A 種構造用単板積層材”と記載する。
1.2) B 種構造用単板積層材にあつては、“B 種構造用単板積層材”と記載する。
1.3) 用いられる構造物の部分が特定しているものにあつては、“A 種構造用単板積層材”又は“B 種構造用単板積層材”の文字の次に、括弧を付して、“はり”、“まぐさ”等と、その用いられ

して記載すること。

- 3) ホルムアルデヒド放散量 性能区分が F☆☆☆☆のものにあつては“F☆☆☆☆”と、性能区分が F☆☆☆のものにあつては“F☆☆☆”と、性能区分が F☆☆のものにあつては“F☆☆”と、性能区分が F☆のものにあつては“F☆”と記載すること。

(新設)

b) (略)

- c) 5.1 c)によって、防虫剤の種類を表示する場合には、使用した薬剤の種類について、次の 1)から 4)までに規定するところによって記載しなければならない。

- 1) ほう素化合物にあつては、“防虫処理ほう素化合物”又は“防虫処理 B”と記載すること。
2) フェントロチオンにあつては、“防虫処理フェントロチオン”又は“防虫処理 FE”と記載すること。
3) ビフェントリンにあつては、“防虫処理ビフェントリン”又は“防虫処理 BF”と記載すること。
4) シフェノトリンにあつては、“防虫処理シフェノトリン”又は“防虫処理 CF”と記載すること。

d)～e) (略)

- f) 5.1 の表示は、附属書 Aによって、各個又は各こりごとに見やすい箇所にしなければならない。

5.3 構造用単板積層材の表示事項

- a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～6) (略)

- 7) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地

b)・c) (略)

- d) 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、a)から c)までに規定するもののほか、性能区分、使用した木材保存剤の種類及び処理方法を一括して表示しなければならない。

- e) 使用する接着剤又は木材保存剤がいずれもホルムアルデヒドを含まないものであり、かつ、放散しないものであることを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあつては、a)から d)までに規定するもののほか、その旨を表示してもよい。

- f) 実証試験を伴うシミュレーション計算を実施したものにあっては、a)から e)までに規定するもののほか、実証試験を伴うシミュレーション計算を実施した旨を一括して表示しなければならない。

5.4 構造用単板積層材の表示の方法

- a) 5.3 a) 1)から 6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1) 品名

- 1.1) A 種構造用単板積層材にあつては、“A 種構造用単板積層材”と記載すること。
1.2) B 種構造用単板積層材にあつては、“B 種構造用単板積層材”と記載すること。
1.3) 用いられる構造物の部分が特定しているものにあつては、“A 種構造用単板積層材”又は“B 種構造用単板積層材”の文字の次に、括弧を付して、“はり”、“まぐさ”等と、その用いられ

る構造物の部分を一般的な呼称で記載する。

2) **接着性能**

2.1) “使用環境 A”，“使用環境 B”又は“使用環境 C”と記載する。

2.2) 壁，床又は屋根に用いるものとして製造されたものにあつては，使用環境の次に括弧を付して接着剤名又は接着剤の記号（フェノール樹脂にあつては“PF”，レゾルシノール樹脂にあつては“RF”，レゾルシノール・フェノール樹脂にあつては“RPF”，水性高分子－イソシアネート系樹脂にあつては“API”）を記載する。

3) **樹種名** 使用量の多いものから順に，最も一般的な名称を記載する。

4) **寸法** 厚さ，幅及び長さをミリメートル，センチメートル又はメートルの単位を明記して記載する。

5) **曲げ性能**

5.1) **A 種構造用単板積層材** 曲げヤング係数区分及び等級ごとに表 17 によって記載する。
表 17－曲げヤング係数区分及び等級ごとの表示
(略)

5.2) **B 種構造用単板積層材** 曲げヤング係数区分ごとに表 18 によって記載する。
表 18－曲げヤング係数区分ごとの表示
(略)

6) **水平せん断区分** 4.2.1 a) 4) の A 種構造用単板積層材にあつては表 4 及び表 6，B 種構造用単板積層材にあつては表 5 及び表 7 の水平せん断区分を記載する。

7) **製造業者等の氏名又は名称及び所在地** 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては，輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。

b) 5.3 b)によって，めり込み性能の表示記号を表示する場合には，JAS 0701-2 の 4.10 のめり込み試験の試験結果に応じて，表 10 に示す“表示の区分”によって記載しなければならない。なお，“表示の区分”に括弧を付して試験を行った方向を“縦使い方向”，“平使い方向”又は“両方向”と記載しなければならない。

c)～f) (略)

g) 表示事項の項に掲げる事項の表示は，A.2 によって，各個又は各こり に，格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

5.5 (略)

附属書 A (規定) 単板積層材の表示の様式	
A.1 造作用単板積層材の表示の様式	
5.1 に規定する事項の表示について，造作用単板積層材の表示の様式は，次による。この様式は，縦書きとしてもよい。	
(削る。)	
品	名
等	級

る構造物の部分を一般的な呼称で記載すること。

2) **接着性能**

2.1) “使用環境 A”，“使用環境 B”又は“使用環境 C”と記載すること。

2.2) 壁，床又は屋根に用いるものとして製造されたものにあつては，使用環境の次に括弧を付して接着剤名又は接着剤の記号（フェノール樹脂にあつては“PF”，レゾルシノール樹脂にあつては“RF”，レゾルシノール・フェノール樹脂にあつては“RPF”，水性高分子－イソシアネート系樹脂にあつては“API”）を記載すること。

3) **樹種名** 使用量の多いものから順に，最も一般的な名称を記載すること。

4) **寸法** 厚さ，幅及び長さをミリメートル，センチメートル又はメートルの単位を明記して記載すること。

5) **曲げ性能**

5.1) **A 種構造用単板積層材** 曲げヤング係数区分及び等級ごとに表 17 によって記載すること。
表 17－曲げヤング係数区分及び等級ごとの表示
(略)

5.2) **B 種構造用単板積層材** 曲げヤング係数区分ごとに表 18 によって記載すること。
表 18－曲げヤング係数区分ごとの表示
(略)

6) **水平せん断区分** 4.2.1 a) 4) の A 種構造用単板積層材にあつては表 4 及び表 6，B 種構造用単板積層材にあつては表 5 及び表 7 の水平せん断区分を記載すること。
(新設)

b) 5.3 b)によって，めり込み性能の表示記号を表示する場合には，JAS 0701-2 の 4.10 めり込み試験の試験結果に応じて，表 10 に示す“表示の区分”によって記載しなければならない。なお，“表示の区分”に括弧を付して試験を行った方向を“縦使い方向”，“平使い方向”又は“両方向”と記載しなければならない。

c)～f) (略)

g) 表示事項の項に掲げる事項の表示は，**附属書 A** によって，各個又は各こり ごとに，見やすい箇所にしなければならない。

5.5 (略)

附属書 A (規定) 単板積層材の表示の様式	
A.1 箇条 5 に規定する事項の表示を次に示す。	
a) 造作用単板積層材の表示の様式	
品	名
(新設)	

化粧加工の方法 ^{a)}
防虫処理 ^{a)}
寸法
ホルムアルデヒド放散量 ^{b)}
使用接着剤等の種類 ^{c) d)}
入り数 ^{a)}
製造業者等 ^{e)}

- 注 ^{a)} 表面に化粧加工を施していないもの、防虫処理を施した旨の表示をしていないもの又はここに表示しないものにあつては、この様式中それぞれ“化粧加工の方法”、“防虫処理”又は“入り数”を省略する。
- 注 ^{b)} ホルムアルデヒド放散量の表示をしない場合にあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略する。
- 注 ^{c)} **5.1 d)**及び**e)**の表示をするものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”に表示する。
- 注 ^{d)} ホルムアルデヒド放散量の表示をする場合にあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。
- 注 ^{e)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。
(削る。)

図 A.1－造作用単板積層材の表示の様式

A.2 構造用単板積層材の表示の様式

5.3に規定する事項の表示について、構造用単板積層材の表示の様式は、次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

品名
接着性能
樹種名
寸法
曲げ性能
水平せん断区分
めり込み性能 ^{a)}
ホルムアルデヒド放散量 ^{b)}
使用接着剤等の種類 ^{c)}
性能区分及び処理方法 ^{d)}
木材保存剤 ^{d)}
実証試験等 ^{e)}
製造業者等 ^{f)}

- 注 ^{a)} めり込み性能についての表示をしないものにあつては、この様式中“めり込み性能”を省略

化粧加工の方法 ^{a)}
防虫処理 ^{a)}
寸法
ホルムアルデヒド放散量 ^{b)}
使用接着剤等の種類 ^{c) d)}
入り数 ^{a)}
製造業者等 ^{e) f)}

注記 この様式は、縦書きとしてもよい。

- 注 ^{a)} 表面に化粧加工を施していないもの、防虫処理を施した旨の表示をしていないもの又はここに表示しないものにあつては、この様式中それぞれ“化粧加工の方法”、“防虫処理”又は“入り数”を省略すること。
- 注 ^{b)} ホルムアルデヒド放散量の表示をしない場合にあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略すること。
- 注 ^{c)} **5.1 d)**及び**e)**の表示をするものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”に表示すること。
- 注 ^{d)} ホルムアルデヒド放散量の表示をする場合にあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略すること。
- 注 ^{e)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とすること。
- 注 ^{f)} 輸入品にあつては、注 ^{e)}にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とすること。

図 A.1－造作用単板積層材の表示の様式

b) 構造用単板積層材の表示の様式

品名
接着性能
樹種名
寸法
曲げ性能
水平せん断区分
めり込み性能 ^{a)}
ホルムアルデヒド放散量 ^{b)}
使用接着剤等の種類 ^{c)}
性能区分及び処理方法 ^{d)}
木材保存剤 ^{d)}
実証試験等 ^{e)}
製造業者等 ^{f) g)}

注記 この様式は、縦書きとしてもよい。

- 注 ^{a)} めり込み性能についての表示をしないものにあつては、この様式中“めり込み性能”を省略す

する。

- 注^{b)} ホルムアルデヒド放散量についての表示をしていないものにあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略する。
- 注^{c)} 非ホルムアルデヒド系接着剤を使用した旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略する。
- 注^{d)} 保存処理を施した旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“性能区分及び処理方法”及び“木材保存剤”を省略する。
- 注^{e)} 実証試験を伴うシミュレーション計算を行った旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“実証試験等”を省略する。
- 注^{f)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

(削る。)

図 A.2－構造用単板積層材の表示の様式

ること。

- 注^{b)} ホルムアルデヒド放散量についての表示をしていないものにあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略すること。
- 注^{c)} 非ホルムアルデヒド系接着剤を使用した旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略すること。
- 注^{d)} 保存処理を施した旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“性能区分及び処理方法”及び“木材保存剤”を省略すること。
- 注^{e)} 実証試験を伴うシミュレーション計算を行った旨の表示をしていないものにあつては、この様式中“実証試験等”を省略すること。
- 注^{f)} 表示を行うものが販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とすること。
- 注^{g)} 輸入品にあつては、注^{f)}にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とすること。

図 A.2－構造用単板積層材の表示の様式